

「わたしが守る、みんなを守る。」 安全で安心して暮らせる町を目指して

～「防犯及び交通安全推進交付金」の見直しのご提案～



先人が守り受け継いできた安全な地域



防犯灯やカーブミラーをはじめとした高森町の地域の安全は、昭和59年から長らく住民の皆さんの自治会活動を通じて守られてきており、町行政は交付金などによってこの取り組みを支えてきました。

「地域のことは地域で決める」という住民自治の基本に基づき、自治会による地元管理の仕組みを現在まで継続いただいていることや、日々のご尽力に心から感謝申し上げます。

「高森町防犯及び交通安全推進交付金」とは

町は、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進することを目的に自治会に交付金を交付します。

住民は、この交付金を活用し、地区計画策定などの自治会活動を通じて合意形成を図りながら、**一定の裁量のもとで柔軟に事業を実施**することができます。

●対象(用途)

- (1) 防犯灯やカーブミラーなどの防犯・交通安全施設の新設、更新、修繕、移設、撤去等
- (2) 防犯・交通安全のための啓発、宣伝、教育の推進に関すること

●交付金額：毎年度定める予算の範囲内

令和7年度予算 **2,604,000円** (平均**124,000円**/地区)

現在 地域が直面している課題



- 自治会の声：「現在の交付金額では防犯灯1本すらも建てられない」など
- 現状の課題：現在の交付金制度が始まって以来、自治会への交付金額の見直しはほぼ行われていません。結果として、近年の物価上昇などの影響が金額に反映できていませんでした。
- 求められる対応：時代に合わせた**交付金額の見直し**と合わせて**管理（財政的・人的）負担の軽減**が必要。

時代に合わせた管理方法の見直し

幹線道路沿いの防犯灯は 町管理へ移管



- 1級町道・県道沿い: **107基**

令和5年度からは、主要な幹線道路（1級町道または県道沿い）に設置された防犯灯は、地元住民以外も利用する可能性があるとの理由から、**町で維持管理**を行っています。（幹線道路沿いに新設する場合も町が設置。）

原則、それ以外の2・3級町道に設置された（設置する）防犯灯は引き続き交付金を活用して地元で新設や維持管理を継続します。

課題解決に向けた 2つの「適正化」



1. 交付金額の適正化 (予算の見直し)

時代に合った
適正な交付金額を算出



2. 施設数の適正化 (必要性の確認)

増やすばかりでなく
必要性を見極めて減らす

1. 交付金額の適正化（予算の見直し）

1 地区あたり

193,000 円

を基本額として交付



- 新しい考え方：1地区あたり「最低でも防犯灯1基を新設できる金額」を基本として交付。
- 積算根拠：直近の標準的な資材費と工事費の合計（土中建込、中電柱給電タイプ）を元に算出。

構成地区を持たない4つの区（牛牧、上市田、大島山、出原）については
以下の3点を元に補正を行い、交付金額を調整します。



人口



可住地面積



道路延長

牛牧

262,581円

上市田

211,581円

大島山

232,602円

出原

211,938円

令和8年度
予算額計

4,201,000円

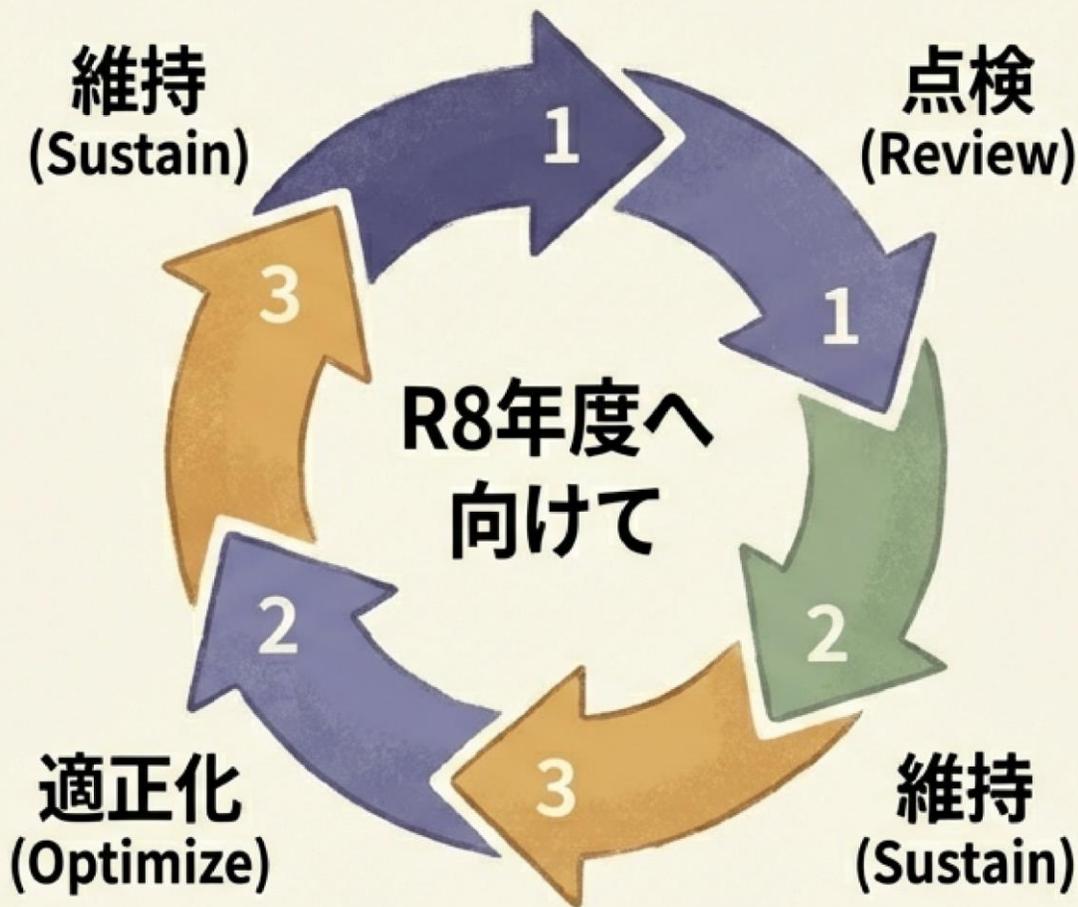
2. 施設数の適正化（必要性の確認）

「増やす」だけでなく
「減らす」という選択

持続可能な管理体制を目指すうえでは、管理対象の数量を適正化することで、自治会の財政的かつ人的な管理負担を軽減することも必要です。

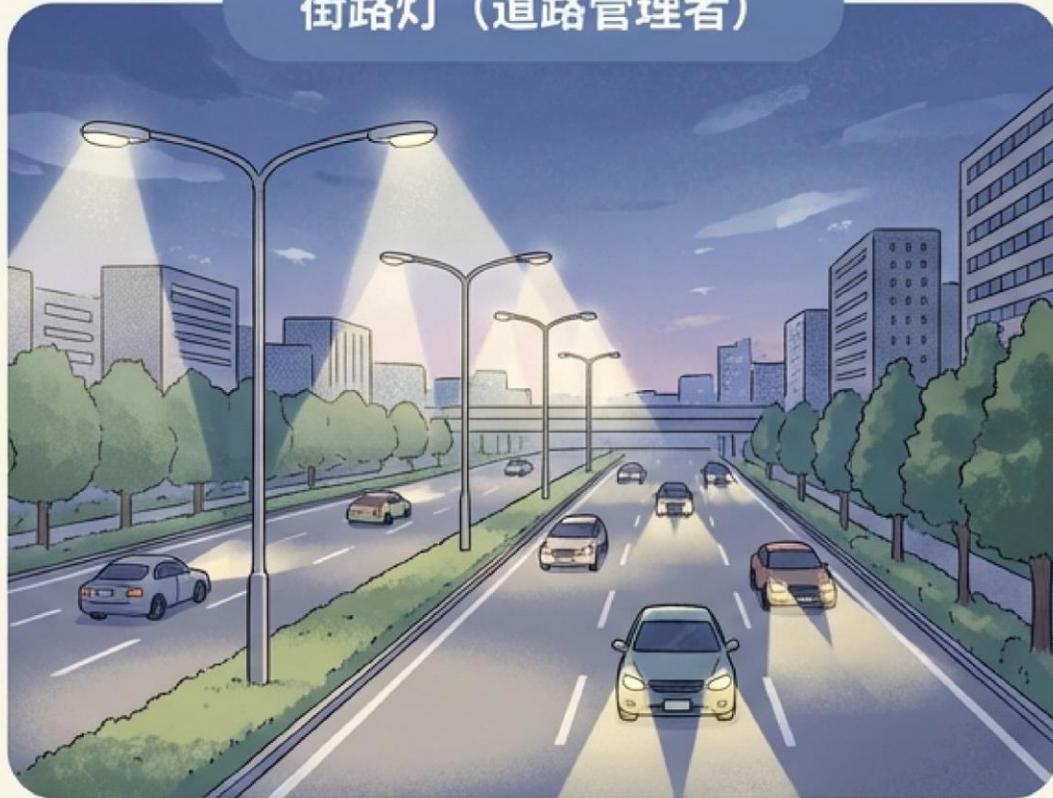
設置した当時の目的を果たし、役割を終えた防犯灯が地域内にありませんか？

交付金を活用し不用な防犯灯を廃止することで、維持管理に係る負担を軽減することも検討してみてください。



参考：「街路灯」と「防犯灯」の違い

街路灯（道路管理者）



交通安全のため、道路全体を照らす照明施設。

防犯灯（地域の皆さま）



不審者などが隠れやすい暗がりや死角をなくし、歩行者を犯罪から守る照明施設。

参考：必要性の見極めは「人の目」と「通行実態」



- **人の目や灯りが少ない**：車通りがあまりなく、沿道に住宅もほとんどない道路沿い。

道沿いに住宅団地が造成されたなど、環境変化などにより防犯灯の必要性がなくなった場合は、その都度、移設や廃止を検討してみてください。

- **通行実態がある**：薄暮時間帯にその道を利用する歩行者が一定数いる。

防犯灯は、不審者などから歩行者を守るために設置するものです。その道を日常的に利用する歩行者がどの程度の人数いるのかは、必要性を判断する目安になります。

カーブミラーについて

※カーブミラーは車両同士の交通事故防止を目的に設置される施設です。（歩行者用ではありません。）



- 現場によって視認性や道路状況が異なるため、**全町的に一律の設置基準を設けることは困難です。**
- 「この見通しが悪くて危ない」など、地域の皆さんの声に基づいて設置してください。
- 地域の声を元に、それぞれの危険箇所について、地区計画の策定などを通じて協議・検討を行ってください。

**これからも町行政と自治会との
パートナーシップにより
高森町の安全を守っていけるよう
皆さんのお力添えをお願いします**